

公立大学法人島根県立大学教員選考規程

平成 19 年 4 月 1 日

規程第 14 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人島根県立大学組織規則（平成 19 年規程第 2 号）第 10 条に規定する教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の採用及び昇任の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の原則)

第 1 条の 2 教員の採用及び昇任は、公立大学法人島根県立大学人事基本問題委員会運営規程（平成 30 年規程第 90 号）第 3 条第 2 項により理事長が定める、教員ポストの管理運用に関する基本方針に基づくものとする。

(選考基準)

第 2 条 法人の教員の採用及び昇任に係る選考基準は、別に定める。

(選考の開始)

第 3 条 教員の採用に係る選考の開始は、学長が理事長と協議のうえ、所属、分野及び職格並びに募集方法を明示して発議する。

2 教員の採用に当たっての候補者の募集方法は、公募又は学長推薦による。

3 教員の昇任に係る選考の開始は、学長が、所属及び職格並びに昇任候補者の氏名を明示して発議する。

(公募による採用の手続)

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき公募による採用の発議があったときは、当該採用に係る大学の教育研究評議会は、評議会人事委員会を設置し、採用候補者の資格及び適性に関する審査を行う。

2 評議会人事委員会は、前項の資格及び適性に関する審査を行うに当たって、当該大学の教授会に意見を求めるものとする。

3 教授会は、前項の規定により意見を求められたときは、学部教員選考審査委員会を設置し、採用候補者の資格及び適性に関する審査を行わせ、その報告に基づき、複数の候補者について当該採用に当たっての優先順位を付した意見書を作成し、評議会人事委員会に提出するものとする。

4 評議会人事委員会は、前項の意見書に記載された候補者について審査を行い、そのうちから採用候補者を決定した場合はこれを学長に上申する。

5 評議会人事委員会は、前項の場合に採用候補者としての該当がなかった場合は、第 2 項に規定する教授会の意見を求める段階に差し戻して再度審査を行うか、または、採用候補者の該当なしとして学長に上申する。

6 学長は、第 4 項に規定する上申があったときは、当該上申に基づき採用予定者を決定する。

(学長推薦による採用の手続)

第 5 条 第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき学長推薦による採用の発議があったときは、当該採用に係る大学の教育研究評議会は、評議会人事委員会を設置し、採用候補者

の資格及び適性に関する審査を行う。

- 2 評議会人事委員会は、学長が推薦した採用候補者の採用の可否を審議し、その結果を学長に上申する。
- 3 学長は、前項に規定する採用を可とする上申があったときは、当該上申に基づき採用予定者を決定する。

(昇任の手續)

第6条 第3条第3項の規定に基づき昇任の発議があったときは、当該昇任に係る大学の教育研究評議会は、評議会人事委員会を設置し、昇任候補者の資格及び適性に関する審査を行う。

- 2 評議会人事委員会は、当該昇任候補者の昇任の可否を審議し、その結果を学長に上申するものとする。
- 3 学長は、前項に規定する昇任を可とする上申があった場合は、当該上申に基づき昇任予定者を決定する。

(採用及び昇任の決定)

第7条 学長は、第4条第6項、第5条第3項及び前条第3項の規定により採用及び昇任の予定者を決定したときは、理事長に上申するとともに、教育研究評議会に報告する。

- 2 理事長は、前項に規定する学長からの上申に基づき、採用及び昇任を決定する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。